

宗教法人法第44条第1項に基づく宗教法人の解散に関する審査基準（留意事項）

宗教法人法（以下、法という）第44条第1項に基づく宗教法人の解散に関する審査に当たっては、法の規定の外、特に以下の点に留意して行うものとする。

記

法第45条に基づき提出された書類について、その証明している事実の存否に理由ある疑いを持つ場合には、その疑いを解明するための調査を行う。